

平成30年度上半期 奈良市病院事業 報告書
(平成30年4月1日～平成30年9月30日)

1. 事業の概況

平成30年度上半期病院事業の概況を報告いたします。

1-1 市立奈良病院

市立奈良病院は、開院から13年10箇月が経過し、市民に信頼される病院として、市民が安心して暮らせる医療体制づくりに努めてまいりました。

診療機能については、年度当初に医師・看護師等を増員し、診療体制の強化を図りました。

また、入院患者の口腔疾患の改善及び肺炎等の呼吸器感染症を予防し、入院中の医療を円滑に行うとともに、患者の生活の質の向上を図るため、歯科を遷移し、平成30年8月より

歯科医師による入院患者に対する口腔ケアを行っています。

業務量については、入院延べ患者数51,376人、外来延べ患者数108,466人、

合計159,842人となりました。

収益的収支の状況ですが、収入総額は514,252,848円となっております。

一方、支出総額は480,100,529円となっております。

次に、資本的収支の状況ですが、収入総額は56,513,804円となっております。

一方、支出総額は56,368,784円となっております。

今後も、地域の関係機関との連携を進め、より良い医療サービスの提供に努めることにより、市民に信頼され、愛される病院を目指してまいります。

1-2 奈良市立看護専門学校

市内において看護師が不足している状況の解決を図るため、市立看護専門学校を設置し、

看護師の養成を行っています。

課程は3年の医療専門課程、学生の定員は1学年40名、合計120名で、平成30年4

月に第6期として42名の学生が入学し、平成30年9月末における学生数は第1学年42

名、第2学年34名、第3学年42名の合計118名となりました。看護専門職として社会

に貢献できる人材となるため、看護師としての知識及び技術を学びます。

2. 議会議決事項

(イ) 奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について (平成30年6月25日議決)

(ロ) 平成29年度奈良市病院事業会計決算の認定について (平成30年9月21日認定)

3. 職員に関する事項

(イ) 資本的収入及び支出

収入	科目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
資本的収入	資本的収入	3,891,977,000	745,737,690	745,737,690	3,146,239,310
1. 企業債	企業債	2,179,158,000	0	0	2,179,158,000
2. 他会計補助金	他会計補助金	1,481,994,000	740,997,000	740,997,000	740,997,000
3. 国庫補助金及び交付金	国庫補助金及び交付金	198,323,000	0	0	198,323,000
4. 県補助金	県補助金	21,038,000	0	0	21,038,000
5. 負担金等	負担金等	11,464,000	4,740,690	4,740,690	6,723,310

支出

科目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
資本的支出	4,709,102,000	1,858,696,554	1,858,696,554	2,850,405,446
1. 建設改良費	1,103,899,000	64,608,285	64,608,285	1,039,290,715
2. 固定資産取得費	6,921,000	2,502,260	2,502,260	4,418,740
3. 企業債償還金	3,598,282,000	1,791,586,009	1,791,586,009	1,806,695,991

(2) 平成30年9月30日現在における企業債の状況は次のとおりです。

用途内訳	下水道事業(円)
発行総額	77,041,200,000
償還高	1,791,586,009
償還高累計	35,576,420,698
未償還残高	41,464,779,302

職員数	医療事業課
5人	

(平成30年9月30日現在)

4. 業務に関する事項

(1)入院患者数

稼働日数	4月 30	5月 31	6月 30	7月 31	8月 31	9月 30	合計	1日平均	構成比率
内科							183	0.0	0.0%
呼吸器内科	500	445	458	519	525	530	2,977	16.3	5.8%
消化器内科	810	854	882	960	876	1,086	5,468	29.9	10.6%
循環器内科	756	848	731	737	533	432	4,037	22.1	7.9%
神経内科	202	247	274	403	485	300	1,911	10.4	3.7%
血液内科							0	0.0	0.0%
心療内科							0	0.0	0.0%
糖尿病内科	37	34	43	97	24	33	268	1.5	0.5%
腎臓内科	55	49	77	54	93	46	374	2.0	0.7%
(感染症制御内科)	30	25	6	6	0	5	72	0.4	0.1%
呼吸器外科	57	54	39	43	31	50	274	1.5	0.5%
外科・消化器外科	821	901	1,054	1,062	1,063	788	5,689	31.1	11.1%
脳神経外科	927	817	882	1,025	883	702	5,236	28.6	10.2%
乳腺外科	111	126	119	122	143	135	756	4.1	1.5%
整形外科	1,582	1,607	1,103	1,592	1,380	1,214	8,458	46.2	16.5%
形成外科	148	66	165	203	191	197	970	5.3	1.9%
精神科							0	0.0	0.0%
小児科	384	407	280	322	345	358	2,096	11.5	4.1%
皮膚科	91	96	108	89	58	71	513	2.8	1.0%
泌尿器科	166	138	258	205	267	240	1,274	7.0	2.5%
産婦人科	610	672	664	599	609	749	3,903	21.3	7.6%
眼科	258	306	301	226	287	216	1,594	8.7	3.1%
耳鼻いんこう科	164	171	209	125	175	164	1,008	5.5	2.0%
リハビリテーション科							0	0.0	0.0%
放射線科	0	6	0	7	9	2	24	0.1	0.0%
麻酔科							0	0.0	0.0%
(緩和ケア科)							0	0.0	0.0%
歯科							0	0.0	0.0%
(総合診療科)	730	852	641	627	836	788	4,474	24.4	8.7%
合計	8,419	8,721	8,294	9,023	8,813	8,106	51,376	280.7	100.0%

※()は院内稼働科

(2)外来患者数

稼働日数	4月 24	5月 24	6月 26	7月 25	8月 26	9月 23	合計	1日平均	構成比率
内科	117	133	102	135	140	137	764	5.2	0.7%
呼吸器内科	417	458	460	479	436	448	2,698	18.2	2.5%
消化器内科	1,966	1,915	1,958	1,942	1,874	1,807	11,462	77.4	10.6%
循環器内科	1,316	1,372	1,310	1,359	1,376	1,228	7,961	53.8	7.3%
神経内科	893	851	871	838	843	830	5,126	34.6	4.7%
血液内科	159	175	159	164	160	145	962	6.5	0.9%
心療内科	10	4	5	5	8	6	38	0.2	0.0%
糖尿病内科	538	551	539	531	574	492	3,225	21.8	3.0%
腎臓内科	230	214	230	231	225	261	1,391	9.4	1.3%
(感染症制御内科)	45	55	48	53	61	43	305	2.1	0.3%
呼吸器外科	56	51	46	56	59	58	326	2.2	0.3%
外科・消化器外科	737	705	774	797	774	745	4,532	30.6	4.2%
脳神経外科	618	591	562	582	631	520	3,504	23.7	3.2%
乳腺外科	901	980	989	838	1,056	867	5,631	38.0	5.2%
整形外科	2,116	2,265	2,268	2,336	2,358	1,957	13,300	89.9	12.3%
形成外科	510	619	527	624	650	592	3,522	23.8	3.2%
精神科							0	0.0	0.0%
小児科	818	899	953	1,025	1,043	811	5,549	37.5	5.1%
皮膚科	847	1,040	957	1,142	1,045	850	5,881	39.7	5.4%
泌尿器科	540	615	540	607	581	603	3,486	23.6	3.3%
産婦人科	865	977	1,012	1,028	1,028	963	5,873	39.7	5.4%
眼科	1,412	1,471	1,515	1,448	1,430	1,289	8,565	57.9	7.9%
耳鼻いんこう科	778	793	716	740	898	745	4,670	31.6	4.3%
リハビリテーション科							0	0.0	0.0%
放射線科	283	355	374	274	208	176	1,670	11.3	1.5%
麻酔科							0	0.0	0.0%
(緩和ケア科)	5	8	6	8	5	3	35	0.2	0.0%
歯科							59	0.4	0.1%
(総合診療科)	1,237	1,401	1,296	1,309	1,442	1,246	7,931	53.6	7.3%
合計	17,414	18,498	18,217	18,551	18,937	16,849	108,466	732.9	100.0%

※()は院内稼働科

(3) 事業収支に関する事項

収入

科目	平成30年度上半期 (円)	平成29年度上半期 (円)	比較	
			増減(円)	比率(%)
病院事業収益	514,252,848	536,589,583	-22,316,735	95.8
1 医業収益	49,023,000	48,031,000	992,000	102.1
2 医業外収益	378,559,248	368,825,283	9,733,965	102.6
3 看護師養成事業収益	86,670,600	119,713,300	-33,042,700	72.4

支出

科目	平成30年度上半期 (円)	平成29年度上半期 (円)	比較	
			増減(円)	比率(%)
病院事業費用	480,100,529	497,074,141	-16,973,612	96.6
1 医業費用	420,228,900	407,350,768	12,878,132	103.2
2 医業外費用	2,784,679	5,795,634	-3,010,955	48.0
3 看護師養成事業費用	57,086,950	83,927,739	-26,840,789	68.0

5 経理の状況

(1) 上半期の病院事業会計の予算執行状況は次のとおりであります。

(ア) 収益的収入及び支出

科目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
1 医業収益	49,023,000	49,023,000	49,023,000	0
2 医業外収益	611,166,000	378,559,248	378,559,248	232,606,752
3 看護師養成事業収益	104,943,000	86,670,600	86,670,600	18,272,400

支出

科目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
1 医業費用	788,935,000	420,228,900	420,228,900	348,706,100
2 医業外費用	11,525,000	2,784,679	2,784,679	8,740,321
3 看護師養成事業費用	104,940,000	57,086,950	57,086,950	47,853,050
4 予備費	1,500,000	0	0	1,500,000

(イ) 資本的収入及び支出

収入

科目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
資本的収入	113,100,000	56,513,804	56,513,804	56,586,196
1 補助金	1,733,000	867,000	867,000	866,000
2 負担金	111,367,000	55,646,804	55,646,804	55,720,196

支出

科目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
資本的支出	113,100,000	56,368,784	56,368,784	56,731,216
1 建設改良費	1,733,000	721,980	721,980	1,011,020
2 企業債償還金	111,367,000	55,646,804	55,646,804	55,720,196

(2) 平成30年9月30日現在における企業債の状況は次のとおりであります。

企業債

用途内訳	病院事業(円)	
	発行総額	未償還残高
債還高	55,646,804	154,837,600
未償還残高	4,400,662,400	

(平成30年12月1日揭示済)

奈良市告示第651号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定によ

り医療機関を指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成30年12月3日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
うえだ歯科クリニック	奈良県奈良市押熊町512番地の1	平成30年7月1日

(平成30年12月3日揭示済)

奈良市告示第652号

平成30年12月2日を選挙期日として執行予定であった大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）近鉄西大寺駅南土地地区画整理審議会委員選挙にあたっては、立候補者が8名を越えなかったため、土地地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第35条第4項の規定により選挙期日後直ちにその候補者をもって当選人と定め、下記のとおり決定したので、同条第5項の規定により告示します。

平成30年12月3日

奈良市長 仲川元庸

記

宅地の所有者から選挙される委員の当選人

氏名（法人名）	住所（法人にあっては主たる所在地）
森田裕之	奈良市菅原町609番地の6
西上晴樹	奈良市菅原町199番地の5
植原善行	奈良市青野町一丁目9番9号
株式会社 マルワクリエイト	奈良市西大寺本町1番6号
岡本博	奈良市西大寺芝町一丁目3番8号
今中脩雄	奈良市横領町407番地の1
鮫田二郎	奈良市菅原町280番地の1
西野辰敏	奈良市菅原町115番地の1

(平成30年12月3日揭示済)

奈良市告示第653号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成30年12月3日

奈良市長 仲川元庸

- 名称
東笹鉾町自治会
- 規約に定める目的
本会は会員相互の親睦と連帯感を高め、公共に奉仕すると共に地域社会の発展と住民福祉の向上を図ることを目的とする。
- 区域

本会は東笹鉾町全域とする。

- 事務所
事務所を自治会長宅に置く。
- 代表者の氏名及び住所
会長 紺木久彌
奈良市東笹鉾町13番地
- 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無
いずれもなし
- 代理人の有無
なし
- 規約に定めた解散の事由
(1) 本会は、地方自治法第260条の20第2号から第5号の規定により解散する。
(2) 総会の議決に基づいて解散する場合は、正会員の5分の4以上の承諾を得なければならない。
- 認可年月日
平成30年11月30日

(平成30年12月3日揭示済)

奈良市告示第654号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定しましたので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により公示します。

平成30年12月3日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業所		事業者		指定年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970107922	奈良市下狹川町597番地の1	ケアサポートさくらんぼ	京都府木津川市州見台一丁目19番地16	株式会社さくらんぼ	平成30年12月1日
2960190300	奈良市三碓六丁目8番4号	訪問看護ステーション あったかい	奈良市三碓六丁目8番4号	日本ウェルフェア株式会社	平成30年12月1日
2970108052	奈良市三条添川町1番5-703号	土屋訪問介護事業所 奈良	東京都中野区中央一丁目35番6号レッチフィールド中野坂上ビル6F	ユースタイルラボラトリー株式会社	平成30年12月1日

(平成30年12月3日揭示済)

奈良市告示第655号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成30年12月4日

奈良市長 仲川元庸

- 1 処分の根拠
告示日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。
- 2 処分対象自転車等の保管場所
奈良市大安寺西二丁目288番地の1
奈良市自転車等保管施設
- 3 処分年月日
平成30年12月4日
- 4 処分対象自転車等の移動年月日
平成30年5月2日、同月8日、同月11日、同月17日、同月19日、同月21日及び同月29日

(平成30年12月4日揭示済)

奈良市告示第656号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年12月4日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成30年12月4日
- 3 移動対象区域
近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺、近鉄菟淵池駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288番地の1

奈良市自転車等保管施設

- 5 引取期間
告示日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
 - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
 - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費	自転車	2,000円
	原動機付自転車	4,000円
イ 保管費	1,000円	（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 8 連絡先
奈良市市民生活部 交通政策課
電話0742-34-1111代表
(平成30年12月4日揭示済)

奈良市告示第657号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定により認定対象区域内の建築物の位置及び構造の認定を取り消しましたので同条第4項の規定により公告します。

平成30年12月5日

奈良市長 仲川元庸

- 1 認定の取消しを行った区域の場所
奈良市右京一丁目3番地の1の一部
 - 2 認定年月日及び認定番号
 - (1) 認定年月日 昭和47年9月19日
 - (2) 認定番号 第12号（奈良県指令建第74号）
- (平成30年12月5日揭示済)

奈良市告示第658号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成30年12月5日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
奥端 英章		はり・きゅう	平成30年11月1日
和ごころ鍼灸治療院	奈良県奈良市今市町267番地 グランプロスペール川嶋106号		
阪口 静香		はり・きゅう	平成30年11月1日
和ごころ鍼灸治療院	奈良県奈良市今市町267番地 グランプロスペール川嶋106号		
西口 由加里		はり・きゅう	平成30年11月1日
和ごころ鍼灸治療院	奈良県奈良市今市町267番地 グランプロスペール川嶋106号		

(平成30年12月5日揭示済)

奈良市告示第659号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条第4項の規定により告示します。

平成30年12月5日

奈良市長 仲川元庸

次のとおり省略

(平成30年12月5日揭示済)

奈良市告示第660号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成30年12月5日

奈良市長 仲川元庸

- 許可の年月日及び番号
平成30年6月21日 奈良市指令整開 第18A-9号
平成30年8月1日 奈良市指令整開 第18A-9-1号
- 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成30年12月5日 第1661号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市五条畑一丁目600番1、601番1及び601番6（1工区）
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市五条畑二丁目1番6号
澤田 敏子
橿原市葛本町338番地の6
株式会社エターナル住宅流通
代表取締役 田中 昭治
(平成30年12月5日揭示済)

奈良市告示第661号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止

区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年12月6日

奈良市長 仲川元庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成30年12月6日
- 移動対象区域
近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺、近鉄平城駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成30年12月6日揭示済)

奈良市告示第662号

奈良市観光案内所規則（平成21年奈良市規則第60号）第5条ただし書及び第6条第2項の規定により、次のとおり観光案内所を臨時に休館するとともに、開館時間を変更します。

平成30年12月7日

奈良市長 仲川元庸

- 休館日

施設名	休館日
奈良市観光センター	平成31年1月1日～平成31年1月3日

- 開館時間の変更

平成30年12月31日及び平成31年1月1日の開館時間を次のとおりとする。

施設名	開館時間
奈良市総合観光案内所	平成30年12月31日 午前9時～午後12時
奈良市近鉄奈良駅観光案内所	平成31年1月1日 午前0時～午前6時及び午前9時～午後9時 (12月31日夕方から翌1月1日まで終夜開館)
奈良市観光センター	平成30年12月31日 午前9時～午後5時

(平成30年12月7日揭示済)

奈良市告示第663号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた

めの法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定しましたので、同法第51条第1号の規定に基づき告示します。

平成30年12月7日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910102926	京奈商事合同会社	630-8144	奈良県奈良市東九条町771番地の3	ライフサポート風の谷	630-8144	奈良県奈良市東九条町771番地の3 2F	生活介護
2910100102	有限会社やまびこ	631-0806	奈良県奈良市朱雀五丁目3番10号	デイサービスセンターグットライフ	631-0806	奈良県奈良市朱雀五丁目3番10号	共生型生活介護

(平成30年12月7日揭示済)

奈良市告示第664号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定す

る指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設を指定（更新）しましたので、同法第51条第1号の規定に基づき告示します。

平成30年12月7日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定更新年月日	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所			
2910101878	一般社団法人日本総合就職支援協会	630-8126	奈良県奈良市三条栄町4番1号	フューチャープレゼンツ	630-8126	奈良県奈良市三条栄町4番1号	就労継続支援（A型）	平成30年11月1日	平成36年10月31日
2910101878	一般社団法人日本総合就職支援協会	630-8126	奈良県奈良市三条栄町4番1号	フューチャープレゼンツ	630-8126	奈良県奈良市三条栄町4番1号	就労継続支援（B型）	平成30年11月1日	平成36年10月31日
2910100789	社会医療法人平和会	631-0818	奈良県奈良市西大寺赤田町一丁目7番1号	とみお診療所ホームヘルプステーション	631-0078	奈良県奈良市富雄元町二丁目7-25-202号	居宅介護	平成30年11月1日	平成36年10月31日
2910100789	社会医療法人平和会	631-0818	奈良県奈良市西大寺赤田町一丁目7番1号	とみお診療所ホームヘルプステーション	631-0078	奈良県奈良市富雄元町二丁目7-25-202号	重度訪問介護	平成30年11月1日	平成36年10月31日
2910100821	医療法人岡谷会	630-8325	奈良県奈良市西木辻町200番地	岡谷会ホームヘルプステーション新大宮	630-8114	奈良県奈良市芝辻町四丁目7番2号	居宅介護	平成30年12月1日	平成36年11月30日
2910100821	医療法人岡谷会	630-8325	奈良県奈良市西木辻町200番地	岡谷会ホームヘルプステーション新大宮	630-8114	奈良県奈良市芝辻町四丁目7番2号	重度訪問介護	平成30年12月1日	平成36年11月30日
2910100821	医療法人岡谷会	630-8325	奈良県奈良市西木辻町200番地	岡谷会ホームヘルプステーション新大宮	630-8114	奈良県奈良市芝辻町四丁目7番2号	行動援護	平成30年12月1日	平成36年11月30日
2910100797	社会福祉法人ならやま会	630-8104	奈良県奈良市奈良阪町2532番地の3	もえぎ	630-8104	奈良県奈良市奈良阪町2605番地の21	生活介護	平成30年12月1日	平成36年11月30日

2910100201	社会福祉法人ならやま会	630-8104	奈良県奈良市奈良阪町2532番地の3	生活介護事業わかくさ園	630-8104	奈良県奈良市奈良阪町2532番地の3	生活介護	平成30年12月1日	平成36年11月30日
2910101886	特定非営利活動法人みつわ会	630-8441	奈良県奈良市神殿町630番地の6	ショートステイひだまり	630-8452	奈良県奈良市北之庄西町一丁目10番地の16	短期入所	平成30年12月1日	平成36年11月30日
2920100191	社会福祉法人奈良県手をつなぐ育成会	635-0154	奈良県高市郡高取町観覚寺1382番地	はなばたけ	630-8113	奈良県奈良市法蓮町350番地の1	共同生活援助	平成30年12月7日	平成36年12月6日

(平成30年12月7日揭示済)

奈良市告示第665号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成30年12月7日

奈良市長 仲川元庸

- 許可の年月日及び番号
平成29年11月22日 奈良市指令整開 第17A-36号
平成30年5月22日 奈良市指令整開 第17A-36-1号
平成30年11月2日 奈良市指令整開 第17A-36-2号
- 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成30年12月7日 第1662号
公共施設 平成30年12月7日 第809号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市学園大和町五丁目85番、709番50及び207番の一部（B工区）
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市平松五丁目30番3-1号
リアルアセット株式会社 代表取締役 久保西 竜成
- 公共施設の種類、位置及び区域
 - 道路
奈良市学園大和町五丁目85番、709番50の一部及び207番の一部の一部
 - 下水道
奈良市学園大和町五丁目85番、709番50の一部及び207番の一部の一部
 - 調整池
奈良市学園大和町五丁目85番、709番50の一部及び207番の一部
 - 管路敷
奈良市学園大和町五丁目85番

(平成30年12月7日揭示済)

奈良市告示第666号

奈良市観光自動車駐車場条例（平成12年奈良市条例第

17号）第3条の3第2項の規定により次のとおり臨時に開場します。

平成30年12月7日

奈良市長 仲川元庸

施設名	臨時に開場する日時
奈良市転害門前観光駐車場	平成30年12月31日午後8時～平成31年1月1日午前8時

(平成30年12月7日揭示済)

奈良市告示第667号

平成30年度後期高齢者医療保険料額決定通知書兼納入通知書を送付しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、別紙のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、福祉部福祉医療課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成30年12月10日

奈良市長 仲川元庸

別紙省略

(平成30年12月10日揭示済)

奈良市告示第668号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年12月10日

奈良市長 仲川元庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
 - 移動年月日
平成30年12月10日
 - 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺、近鉄高の原駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略

(平成30年12月10日揭示済)

奈良市告示第669号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第86条の規定に基づく参加差押通知書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成30年12月11日

奈良市長 仲川元庸

- 1 送達をすべき文書
参加差押通知書
- 2 送達を受けるべき者
省略

(平成30年12月11日揭示済)

奈良市告示第670号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により下狭川奥町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成30年12月12日

奈良市長 仲川元庸

- 1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
事務所の所在地	奈良市下狭川町2156番地	奈良市下狭川町2987番地
代表者の氏名及び住所	浦野 哲朗 奈良市下狭川町2156番地	大西 秀実 奈良市下狭川町2987番地

- 2 変更の年月日

平成30年4月1日

(平成30年12月12日揭示済)

奈良市告示第671号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定によりこぶしが丘自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成30年12月12日

奈良市長 仲川元庸

- 1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	曾賀 野晋 奈良市都祁こぶしが丘3535番地の8	大山 砂美 奈良市都祁こぶしが丘3906番地の19

- 2 変更の年月日

平成30年4月1日

(平成30年12月12日揭示済)

奈良市告示第672号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成30年12月13日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
あそだ内科クリニック	奈良県奈良市芝辻町四丁目2番地の2新大宮伝宝ビル5F	平成30年10月31日
野阪歯科医院	奈良県奈良市鶴舞東町2番10号	平成30年10月31日
なるせ歯科	奈良県奈良市西千代ヶ丘二丁目9番1号	平成30年10月31日
薬局セブンファーマシー朱雀店	奈良県奈良市朱雀六丁目20番地の2	平成30年10月31日

(平成30年12月13日揭示済)

り医療機関を指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成30年12月13日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第673号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定によ

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
あそだ内科クリニック	奈良県奈良市芝辻町四丁目2番地の2新大宮伝宝ビル5F	平成30年11月1日
野阪歯科医院	奈良県奈良市鶴舞東町2番13号 VIVビル101	平成30年11月1日
オレンジ薬局朱雀店	奈良県奈良市朱雀六丁目20番地の2	平成30年11月1日

(平成30年12月13日揭示済)

奈良市告示第674号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出があり

ましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成30年12月13日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
ナカムラ歯科医院	奈良県奈良市西大寺栄町3番12号	平成30年8月30日

(平成30年12月13日揭示済)

奈良市告示第675号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次

のとおり指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成30年12月13日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	主たる所在地		
ケアサポートさくらんぼ	奈良県奈良市下狭川町597番地の1	居宅 訪問介護 訪問型サービス（独自）	平成30年12月1日
株式会社さくらんぼ	京都府木津川市州見台一丁目19番地16		
訪問看護ステーション あったかい	奈良県奈良市三碓六丁目8番4号	居宅 訪問看護 介護予防 訪問看護	平成30年12月1日
日本ウェルフェア株式会社	奈良県奈良市三碓六丁目8番4号		
土屋訪問介護事業所 奈良	奈良県奈良市三条添川町1番5-703号	居宅 訪問介護	平成30年12月1日
ユースタイルラボラトリー株式会社	東京都中野区中央一丁目35番6号 レッチフィールド中野坂上ビル6F		

(平成30年12月13日揭示済)

奈良市告示第676号

奈良農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、その案を次のとおり縦覧に供します。

当該農業振興地域整備計画の案について意見がある市民は、平成31年1月15日までに市に意見書を提出することができます。

また、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地所有者、その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは平成31年1月30日までに市にこれを申し出ることができます。

平成30年12月14日

奈良市長 仲川元庸

- 1 農業振興地域整備計画の案の縦覧期間
平成30年12月14日から平成31年1月15日まで
- 2 農業振興地域整備計画の案の縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市観光経済部農政課内

(平成30年12月14日揭示済)

奈良市告示第677号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成30年12月14日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
近鉄奈良駅前クリニック	奈良県奈良市東向北町25番地の1 コンフォート吉村1F	平成30年12月1日

(平成30年12月14日揭示済)

奈良市告示第678号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年12月14日

奈良市長 仲川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動年月日

平成30年12月14日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成30年12月14日揭示済)

奈良市告示第679号

平成30年奈良市告示第568号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成30年12月15日

奈良市長 仲川 元 庸

次のよう省略

(平成30年12月15日揭示済)

公 営 企 業

2-2 供用を開始する排水施設の位置

処 理 分 区	起 点	終 点	備 考
大安寺第3処理分区	法華寺町1359番2	法華寺町1359番1	①
南奈良第5-2処理分区	大安寺二丁目48番2	大安寺二丁目51番	②
南奈良第2処理分区	南肘塚町132番2	南肘塚町132番1	③
佐保川第7処理分区	秋篠町666番4	秋篠町678番1	④
佐保川第7処理分区	秋篠町666番1	秋篠町669番1	⑤
佐保川第1処理分区	中山町西一丁目856番8	中山町西一丁目856番8	⑥
大安寺第3処理分区	法華寺町278番7	法華寺町484番2	⑦

3 公共污水樹設置のうち、供用を開始する箇所

- ⑧ 西大寺赤田二丁目821番2
- ⑨ 平松一丁目97番3 他1筆
- ⑩ 赤膚町1169番1
- ⑪ 三碓町2250番9
- ⑫ 三碓町2250番5
- ⑬ 八条五丁目335番22 他11筆

奈良市企業局告示第68号

奈良市公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年奈良市条例第16号）第5条の規定により、負担金の賦課対象区域を定めましたので、次のとおり告示します。

なお、関係図書は平成30年12月1日から2週間、奈良市企業局管理部下水道計画管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成30年12月1日

奈良市公営企業管理者
池田 修

賦課対象区域（第2負担区）

南京終町六丁目の一部

あやめ池北三丁目の一部

(平成30年12月1日揭示済)

奈良市企業局告示第69号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり告示します。

その関係図書は、平成30年12月3日から2週間、奈良市企業局管理部下水道計画管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成30年12月3日

奈良市公営企業管理者
池田 修

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

平成30年12月17日

2-1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域

法華寺町、大安寺二丁目、南肘塚町、秋篠町、中山町西一丁目の各一部

⑭ 西九条町二丁目11番4

⑮ 秋篠三和町二丁目870番20

⑯ 大安寺町550番 他1筆

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別

分流式、合流式

5 終末処理場の位置及び名称

大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター

(平成30年12月3日揭示済)

奈良市企業局告示第70号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定によ

り奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成30年12月3日

奈良市公営企業管理者
池田修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
株式会社マンヨー櫃原営業所	代表取締役 吉川 智也	奈良県櫃原市鳥屋町1-25	平成30年11月21日

(平成30年12月3日揭示済)

消 防

奈良市消防局告示第2号

奈良市火災予防条例（昭和37年奈良市条例第12号）第54条の2第1項の規定に基づく指定催しの指定をしたので、同条第3項の規定に基づき公示します。

平成30年12月6日

奈良市消防局長 藤村正弘

催しの開催場所	奈良公園周辺
催しの名称	春日若宮おん祭お渡り式
催しの開催期間	平成30年12月17日

(平成30年12月6日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第19号

平成30年12月1日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりです。

平成30年12月3日

奈良市選挙管理委員会
委員長 西久保 武 志

50分の1の数 6,075 人
6分の1の数 50,619 人
3分の1の数 101,238 人

(平成30年12月3日揭示済)